

令和4年度中小企業経営革新支援事業費補助金公募要領

1 目的

「中小企業等経営強化法」に基づき、知事が承認した経営革新計画に従って中小企業者及び組合が行う事業で、特に県内産の材料を活用した製品や県内企業が開発した独自技術を活用した経営革新など地域への波及効果の高い取り組みを優先的に、経費の一部を助成することにより、本県産業の自立的発展を促進し、地域経済の活性化を図る。

2 応募資格

知事の承認を受けた経営革新計画の期間を令和5年3月において有する中小企業者

3 補助対象事業

(1) 新商品・新技術開発事業

- ア 専門コンサルタントの委嘱等により行う新商品・新技術の開発研究に関する事業
  - (㊦) 新商品・新技術の商品化のための開発設計事業
  - (イ) 新商品・新技術の商品化のための設備の運転研究事業
- イ 専門コンサルタントの委嘱等により行う新商品・新技術の企業化に関する事業
  - (㊦) 新商品・新技術の商品化のための試作・改良
  - (イ) 商品化された新商品・新技術のデザイン等の改善事業
  - (㊧) 商品化された新商品・新技術の求評事業
- ウ その他経営革新計画の実施に必要な新商品・新技術開発事業として知事が適当と認めた事業

(2) 販路開拓事業

- ア 展示会の開催又は見本市への参加
- イ 販路開拓指導等
  - (㊦) 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査及び指導
  - (イ) 新商品等の販路開拓等のための広報事業
  - (㊧) 品質表示（品質保証表示等を行う事業を含む。）事業
- ウ その他経営革新計画の実施に必要な販路開拓事業として知事が適当と認めた事業

4 補助対象経費

事業区分	経費区分	内 容
新商品 新技術 開発 事業	謝金	委員謝金, 専門家謝金
	旅費	委員旅費, 専門家旅費, 職員旅費
	研究開発 事業費	原材料費, 機械装置又は工具器具の購入, 製造, 改良, 据付, 借用, 保守又は修繕に要する経費, 産業財産権等の導入に要する経費, 外注費, 技術コンサルタント料, 構築物の購入, 建造, 改良, 据付, 借用, 保守又は修繕に要する経費
	庁費	会議費, 会場借料, 印刷製本費, 資料購入費, 通信運搬費, 借料又は損料, 調査研究費, 消耗品費, 雑役務費
	委託費	研究開発事業費の一部を委託する経費
販路 開拓 事業	謝金	委員謝金, 専門家謝金
	旅費	委員旅費, 専門家旅費, 職員旅費
	庁費	会議費, 会場借料, 印刷製本費, 資料購入費, 通信運搬費, 借料又は損料, 調査研究費, 消耗品費, 雑役務費, 検査器具購入費, 会場整備費, 保険料, プロモーションビデオ制作費, 広告宣伝費（新聞広告は交付限度額50万円以内, テレビ放映料は対象外。), ホームページ作成費（交付限度額50万円以内）
	委託費	販路開拓事業費の一部を委託する経費

## 5 令和4年度予算額

5,000千円

## 6 補助率等

(1) 補助率：事業費の1/2以内

※ ただし、かごしま経営革新推進企業創出支援事業の認定企業（以下「認定企業」という。）については、事業費の2/3以内とする。

(2) 補助限度額：2,000千円以内

※ ただし、認定企業については、補助限度額：3,000千円以内とする。

※ 生産設備の導入は補助対象外

※ 利用できる回数は、経営革新計画の計画期間中、新商品・新技術開発事業、販路開拓事業合わせて2回までとする。（ただし、認定企業については、経営革新計画の計画期間中、新商品・新技術開発事業、販路開拓事業合わせて3回までとする。）

## 7 応募期間、提出書類

(1) 応募期間は、令和4年10月28日(金) (必着) まで

(2) 応募される方は、次の書類をFAXまたはE-mailで鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課中小企業支援係まで提出

ア 中小企業経営革新支援事業費補助金の要望調書（別紙1）

イ 事業経費の明細書（別紙2）

ウ 事業実施スケジュール（別紙3）

※ ホームページからもダウンロード可能

ホーム>産業・労働>商工業>経営支援>経営革新>令和4年度中小企業経営革新支援事業費補助金の募集

## 8 審査方法

審査は、原則として書類審査により行うものとする。

ただし、審査会が必要と認めた場合は、実地調査又は申請者の説明を求めることが出来る。

## 9 その他の留意事項

(1) 新商品・新技術開発事業に採択された企業は補助期間終了後5年間に渡り、販路開拓事業について採択された企業は補助期間終了後1年間について、企業化状況報告書及び成果報告書を提出する。

なお、新商品・新技術開発事業を実施した結果、収益が生じたと認められるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させる。

(2) 補助金の交付の対象となる経費は、交付決定日（令和4年11月上旬頃）以降に行うものとなる。販路開拓事業で展示会に出展する場合、出展申込みは交付決定日前でも構わないが、請求書の発行日や出展料等の支払日が交付決定日より前となる場合は補助対象とならない。

(3) 採択された事業計画については、概要等を県のホームページで公表するほか、様々な場で紹介する。

(4) この事業は、国の地方創生臨時交付金を活用して行うものである。（「平成29年度決算検査報告による指摘を踏まえた地方創生臨時交付金等に係る留意事項について」より、事業年度の3月に支払を終える必要がある。）

(5) 本事業の進捗状況確認のため、県が実地検査に入ることがある。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入る場合もある。この検査により補助金返還命令等の指示がなされた場合はこれに従わなければならない。

(6) 本事業の対象となる経費は、原則として、(4)から、補助金の交付決定日以降（11月上旬頃予定）に着手し、令和5年2月末までに完了する（支払を含む）ものに限られる。

## 10 お問い合わせ先及び提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課中小企業支援係

T E L : 099-286-2944 F A X : 099-286-5576

E-mail : shien@pref.kagoshima.lg.jp